

○井手町移住支援金交付要綱

令和2年7月1日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府地域創生戦略及び井手町地域創生計画に基づき、井手町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、京都府と共同して行う移住支援事業において、東京圏から井手町に移住した者に対し、町長が予算の範囲内において交付する移住支援金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

(2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村の地域をいう。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

カ 平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村の地域

(3) 移住者 本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をした者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京都区部（東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。）内に住所を有していた者であつて、転入をした日前10年間において東京都区部に住所を有していた期間の合計が5年以上であるもの

イ 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、転入をした日前10年間において東京都区部に所在する事業所において業務に従事していた期間（東京圏内に住所を有し、かつ、東京都区部の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校をいう。以下同じ。）へ入学し、東京都区部の事業所へ就職した者については、その在学期間を加えた期間）の合計が5年以上である者であつて、転入をした日前3月間において引き続き1年以上、当該事業所において業務に従事していたもの（当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入をした日までの間に京都府の区域外（東京都区部を除く。）に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。）

(支援対象者)

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、移住者のうち次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第6号までのいずれかの要件に該当するものとする。この場合において、2人以上の世帯の申請をするときにあっては、第7号の要件を満たさなければならない。

(1) 申請資格に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 令和2年4月1日以降に本町に転入した者であって、移住支援金の申請時において、転入後1年以内である者

イ 移住支援金の交付を申請した日から、本町に継続して5年以上居住する意思を有している者

ウ 井手町暴力団排除条例（平成25年井手町条例第5号）に掲げる暴力団員等でない者

エ 日本国籍を有する者又は外国籍を有しており、かつ、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している者

オ 農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）において規定する、移住に伴う移転等に要する経費を補助対象経費とする補助金を受給していない者

カ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。

ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。

キ その他町長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと

(2) 移住先就業(一般)に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 転入後の就業先が、京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」に移住支援金対象求人として掲載している求人であること。

イ 転入後の就業先が、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。ただし、本町と京都府が、担い手確保が困難かつ必要性や緊急性が高いと認める業種の事業所への就業を除く。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ 求人への応募日が、京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」に移住支援金対象求人として掲載された日以後であること。

オ 移住支援金の申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。

カ 新規の雇用（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除く。）であること。

(3) 移住先就業(プロフェッショナル人材就業)に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 京都府が実施する「京都府中小企業事業継続・承継支援強化事業」を利用した移住及び就業であること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 離職することが前提でないこと。

エ 移住支援金の申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。

(4) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、週 20 時間以上テレワークを実施すること。

イ 移住者が雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項で規定する被保険者であること。

ウ 移住者が所属する事業者からの業務上の命令ではなく、自己の意思による転入であること。

エ 移住者が所属する事業者が移住者に資金を提供している場合、内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を財源に充当していないこと。

(5) 起業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 京都府の起業支援金の交付決定を受けていること。

イ 移住支援金を申請した日が京都府の起業支援金の交付決定を受けた日から 1 年以内であること。

(6) 関係人口に関する要件 次に掲げるアの(ア)又は(イ)のいずれかの事項に該当するとともに、イの(ア)又は(イ)のいずれかの事項に該当することとする。

ア 関係人口の対象範囲

(ア) 本町や地域団体が関わる地域づくり活動や自治会行事、イベントに継続的に協力していること。

(イ) 直近 3 年間に、本町へのふるさと納税の寄附実績があること。

イ 就業要件

(ア) 農林水産業に就業すること。

(イ) 家業に就業すること。

(7) 世帯に関する要件 移住者を含む 2 人以上の世帯員のいずれもが次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 移住する前の居住地において同一世帯に属していたこと。

イ 移住支援金の申請時において同一世帯に属していること（ただし、世帯員が転入をした後において、井手町内の別々の住居に移住し、世帯を別にするやむを得ない事情がある場合を除く。）。

ウ 移住支援金の申請時において、令和 2 年 4 月 1 日以降に本町に転入し、転入をした日以後 1 年以内であること。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住支援金の額）

第 4 条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以内とする。

(1) 支援対象者が属する世帯の世帯員の数が 2 以上の場合 100 万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 60 万円

（交付申請）

第 5 条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井手町移住支援金交付申請書（別記様式第 1 号）及び当該申請に係る関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、井手町移住支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、井手町移住支援金交付請求書（別記様式第3号）により町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付決定を受けた場合
- (3) その他町長が不相当と認めた場合

(状況報告及び立入調査)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、申請者及び申請者の就業先に対し、本事業に関する状況報告及び立入調査を求めることができる。

(移住者の定着の確認)

第10条 町長は、移住者の定着の確認として、就業の継続と転出の確認を年に1回以上実施する。

(移住支援金の返還)

第11条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請をした場合
 - イ 移住支援金の申請をした日から3年未満に本町から転出した場合
 - ウ 移住支援金の申請をした日から1年以内に移住先就業を行っている事業所を退職した場合
 - エ 第8条の規定により移住支援金の交付決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還 移住支援金の申請をした日から3年以上5年以内に本町から転出した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年要綱第4号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年要綱第 号)

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。なお、令和7年8月31日以前に転入した申請者については従前の例による。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

井手町長 様

年 月 日

井手町移住支援金交付申請書

井手町移住支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性 別	生年月日
氏 名	⑩		年 月 日
住 所	〒		
メールアドレス		電話番号	

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

（1）单身・世帯

	单身	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1 の申請者は含まない）	人
	世帯	上記家族の人数のうち 1 8 歳未満の者の人数	人

（2）移住支援金の種類

	移住先就業 （一般）		移住先就業 （プロフェッショナル人材就業）
	テレワーク		起業
	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、井手町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
「農業振興事業費補助金交付要綱」に規定する移住支援金の受給の有無		A. 受給していない		B. 受給している
（移住先就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（移住先就業（一般）の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 井手町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 就業について		A. 週20時間以上の就業である		B. 週20時間以上の就業でない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の交付対象となりません。

4 移住前の住所履歴（移住する直前の10年間）

期 間	住 所
年 月 日～ 年 月 日	〒
年 月 日～ 年 月 日	〒
年 月 日～ 年 月 日	〒

5 東京23区への在勤履歴 ※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の交付対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤 務 先 部 署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

7 添付書類

本申請書に、(1)の書類及び移住支援金の種類に応じて(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。

(1) 共通

- ① 写真付き身分証明書
- ② 移住先の住民票の写し(世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分)
- ③ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し(世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分)
- ④ 移住支援金の振込先の預金通帳の写し(金融機関名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名により、確実に振込可能となるもの)

(2) 移住先就業(一般及びプロフェッショナル人材)

- ① 就業先企業等の就業証明書(井手町移住支援金の申請用)(別紙3)
- ② 移住元で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類) ※東京23区外に住所を有していた者のみ

(3) テレワーク

- ① 就業先企業等の就業証明書(テレワーク移住用)(別紙4)

(4) 起業

- ① 起業支援金の交付決定通知書の写し

(5) 関係人口

- ① 関係人口である旨の申出書(別紙5)

※必要に応じて、他の資料を求めることがあります。

管理コード(京都府及び井手町使用欄)	
--------------------	--

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査について、京都府及び井手町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。
ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に未成年世帯員だった者が、18歳に達し、かつ、当該申請の日から5年を経過している場合を除く。
- 3 以下の場合には、井手町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に井手町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 井手町移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に井手町以外の市区町村に転出した場合：半額
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される確認により、京都府及び井手町から現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※ 報告の求めに応じないことをもって、移住支援金の支給対象から除くことはいたしません、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

別紙 2

京都府移住支援事業に係る個人情報の取扱い

京都府及び井手町は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、京都府及び井手町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

井手町長 様

所 在 地
事業者名
代表者名
電話番号
担 当 者

⑩

就業証明書（移住先就業）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業開始年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業等を利用する場合のみ記入	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び井手町の求めに応じて、京都府及び井手町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

井手町長 様

所 在 地
事業者名
代表者名
電話番号
担 当 者

⑩

就業証明書（テレワーク移住）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先 電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び井手町の求めに応じて、京都府及び井手町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

井手町長 様

申請者名

㊞

関係人口である旨の申出書（移住支援金申請用）

井手町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の対象となる関係人口である旨を下記のとおり申し出ます。

記

1 関係人口の対象範囲（該当する欄に○をつけてください。）

	チェック欄	要件			
①		本町や地域団体が関わる地域づくり活動や自治会行事、イベントに継続的に協力していること。			
		活動期間		活動の主催 団体等	
②		直近3年間に、本町へのふるさと納税の寄附実績があること。			

2 就業要件（該当する欄に○をつけてください。）

	チェック欄	要件
①		農林水産業に就業すること。
②		家業に就業すること。

※上記要件を満たすことが確認できる書類等がある場合、併せて提出してください。

第 号
年 月 日

様

井手町長

印

井手町移住支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました井手町移住支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

☐交付

交付決定額 金 _____ 円

☐不交付

理由

（備考）

- 1 下記のいずれかに該当すると認める場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に井手町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・井手町移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に井手町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 井手町は、京都府移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

井手町長 様

請求者 住 所
氏 名 ⑩
(電話番号)

井手町移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた井手町移住支援金について、井手町移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

振込金融機関名・店名 ※ゆうちょ銀行の場合は支店番号もご記入ください	金 融 機 関 名	店 名
預 金 種 別	当座預金 ・ 普通預金 ・ ()	
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義		